

第 1 総説

1 高松市の概要

高松市は、北に瀬戸内海を臨み、南には讃岐山脈を控えた、なだらかな讃岐平野の要に位置し、瀬戸内海国立公園を始め、屋島、栗林公園などの観光資源に恵まれた風光明媚な地である。

本市は、明治 23 年 2 月 15 日に市制を施行して以来、県都として、また、海上輸送、鉄道・道路網の交通の結節点として、さらに、四国の中核・管理都市として着実に発展し、平成 11 年 4 月には中核市に移行した。また、平成 17 年 9 月 26 日に塩江町と、平成 18 年 1 月 10 日には牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の近隣 5 町との合併による新高松市の誕生を機に、各地域の特性を生かしたまちづくりに取り組み、地域の活性化を図るとともに、魅力ある都市づくりを進めている。

清掃事業は、一日も欠かすことのできない市民生活と密接に関係する事業であり、環境衛生の向上と快適な生活環境の保全のため、本市では、種々の施策を総合的に推進している。さらに、近年は、ごみ量の増加と処理が困難なごみの増加に対し、「限りある資源の有効利用」・「地球環境の保全」の観点から、ごみの適正な処理と減量・資源化を推進しており、「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」を目指して、快適環境都市づくりを推し進めている。

(平成 21 年 5 月 1 日現在)

位 置	東 経 134 度 02	北 緯 34 度 20
広 ぼ う	東 西 23.60 k m	南 北 35.90 k m
面 積	375.12 k m ²	

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

人 口	男	201,131 人
	女	216,595 人
	計	417,726 人
世 帯 数		173,486 世帯

※ 人口、世帯数は、平成 17 年国勢調査人口を基礎に、住民基本台帳および外国人登録による出生、死亡、転入、転出数を加減して算出した推計。

[illegible]

- | | | |
|-------------------------|------------------|------------------|
| (1) 環境総務課（本庁内） | TEL 087(839)2388 | FAX 087(839)2390 |
| 地球温暖化対策室 | TEL 087(839)2394 | FAX 087(839)2390 |
| 環境施設対策室 | TEL 087(839)2377 | FAX 087(839)2390 |
| 高松市番町一丁目8番15号 | | |
| (2) 高松市環境プラザ（環境保全推進課管理） | | |
| 高松市西宝町一丁目13番30号 | TEL 087(861)6660 | FAX 087(861)7600 |



- | | | |
|------------------------|------------------|------------------|
| (3) 環境保全推進課（環境業務センター内） | | |
| 高松市木太町2282番地1 | TEL 087(839)2393 | FAX 087(837)1458 |
| (4) 環境指導課（環境業務センター内） | TEL 087(839)2380 | FAX 087(837)1458 |
| 適正処理対策室 | TEL 087(839)2370 | FAX 087(837)1458 |
| 高松市木太町2282番地1 | | |
| (5) 環境業務課（環境業務センター内） | | |
| 高松市木太町2282番地1 | TEL 087(834)0389 | FAX 087(837)1458 |



(6) 南部クリーンセンター

高松市塩江町安原下第3号 2084 番地 1 TEL 087(890)2190 FAX 087(890)2191



(7) 南部クリーンセンター埋立処分地

高松市塩江町安原下第3号 973 番地



(8) 西部クリーンセンター

高松市川部町 930 番地 1

TEL 087(885)2727

FAX 087(885)9421 (焼却施設)

TEL 087(885)2722

FAX 087(885)2660 (破碎施設)



- (9) 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地（西部クリーンセンター管理）
綾歌郡綾川町陶 4954 番地 1 TEL 087(876)2509 FAX 087(876)2584



- (10) 衛生処理センター中継所
高松市朝日町五丁目 5 番 56 号 TEL 087(821)0428 FAX 087(822)0939



- (11) 衛生処理センター
高松市亀水町 458 番地 3 TEL 087(881)2373 FAX 087(881)2342

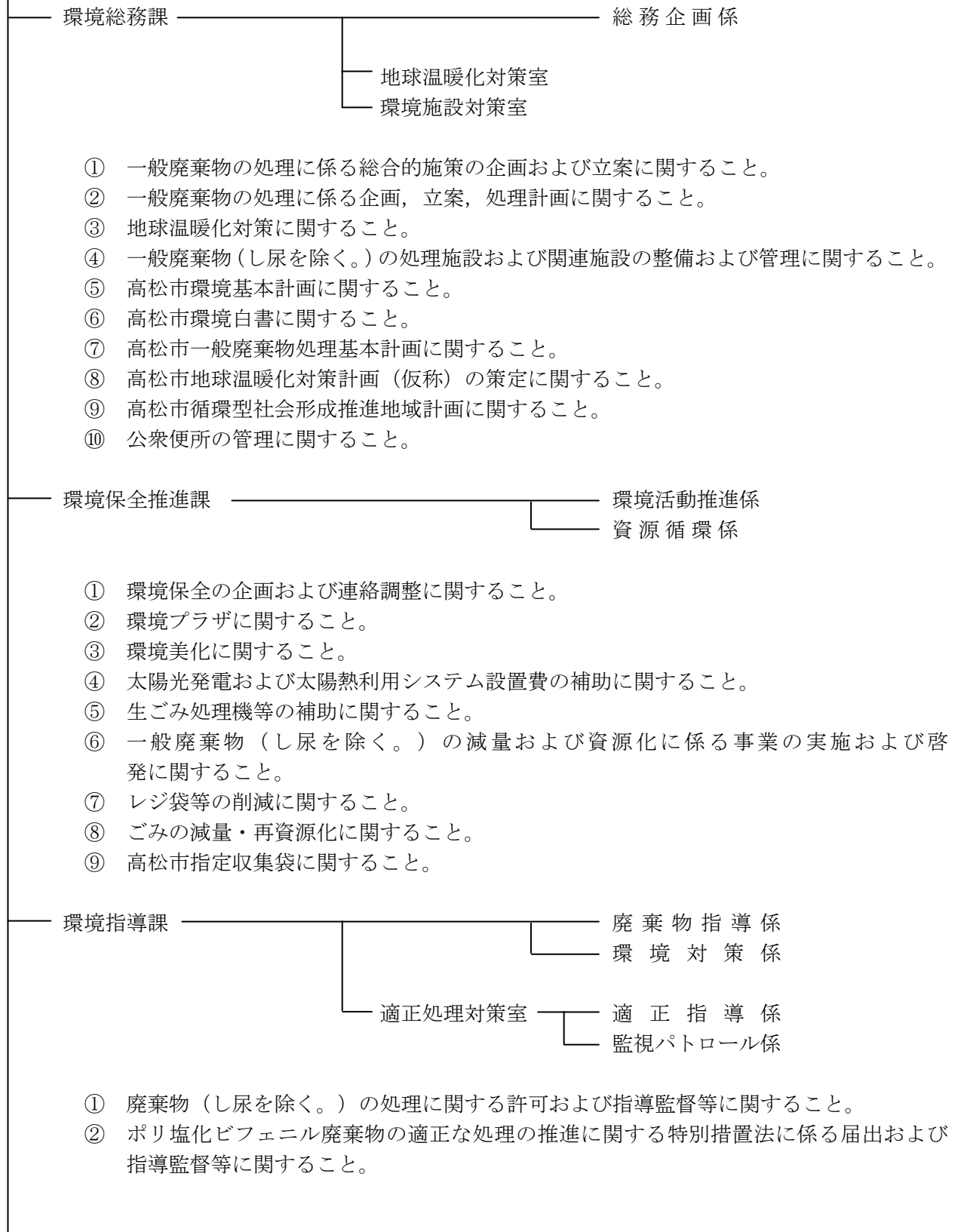


第2 組織

1 機構および事務分掌

(平成22年4月1日現在)

環境部



- ③ 自動車リサイクル法に関する許可および指導監督等に関すること。
- ④ 廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。
- ⑤ 廃棄物の適正処理に関すること。
- ⑥ 公害対策に関すること。
- ⑦ 家庭系一般廃棄物（し尿を除く。）の適正処理に関すること。
- ⑧ 野外焼却に関すること。

環境業務課

管 理 係
業 務 第 一 係
業 務 第 二 係
業 務 第 三 係
業 務 第 四 係
戸 別 収 集 係

- ① 家庭系一般廃棄物（し尿を除く。）の収集および運搬ならびにこれらに係る指導に関すること。

南部クリーンセンター

管 理 係
業 務 係

- ① 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に関すること。
- ② 南部クリーンセンター（展示啓発施設を含む。）の管理に関すること。

西部クリーンセンター

庶 務 係
管 理 係
業 務 第 一 係
業 務 第 二 係
業 務 第 三 係
業 務 第 四 係
陶最終処分場

- ① 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に関すること。
- ② 西部クリーンセンターの管理に関すること。
- ③ 陶最終処分場の管理に関すること。

衛生処理センター

管 理 係
業 務 第 一 係
業 務 第 二 係

- ① 一般廃棄物（ごみを除く。）の処理に関すること。
- ② 衛生処理センターの管理に関すること。
- ③ 一般廃棄物（ごみを除く。）の処理施設の整備に関すること。
- ④ 一般廃棄物（ごみを除く。）の処理に係る許可および指導監督に関すること。
- ⑤ 浄化槽清掃業の許可に関すること。

2 人員配置表

課がい名 区分	環 境 総 務 課			環境保全推進課		環 境 指 導 課				環 境 業 務 課						小 計
	総 務 企 画 係	地 球 温 暖 化 対 策 室	環 境 施 設 対 策 室	環 境 活 動 推 進 係	資 源 循 環 係	廃 棄 物 指 導 係	環 境 対 策 係	適 正 指 導 係	監 視 パ ト ロ ー ル 係	管 理 係	業 務 第 一 係	業 務 第 二 係	業 務 第 三 係	業 務 第 四 係	戸 別 収 集 係	
[補 職 名] 部 長	1															2
部 次 長	1															
所 長																
課 長				1		1				1						7
室 長		1	1					1								
所 長																
副 所 長																
業 務 長											1					11
課 長 補 佐	1			1		2				1						
所 長 補 佐																
副 所 長 補 佐																
業 務 長 補 佐											2					
室 長 補 佐		1	1					1								
副 主 幹										1						33
係 場 長	1			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
副 主 幹						2		3	1	1	2		1		1	
主 査			1	1			1	1				1	1	1	1	3
主 席 主 任 主 事	3		1	2	1	1									1	105
主 任 技 師			1			2	2	9	2		15	16	15	15	19	
主 事		1			1	1				1						16
技 師			1				1				4		3	1	2	
小 計	7	3	6	6	3	10	5	16	4	5	25	18	21	18	27	174
合 計	16			9		35				114						

(平成22年4月1日現在)

課 かい 名 区分	南部クリーンセンター		西 部 ク リ ー ン セ ン タ ー							衛生処理センター			小 計	合 計
	管 理 係	業 務 係	庶 務 係	管 理 第 一 係	業 務 第 一 係	業 務 第 二 係	業 務 第 三 係	業 務 第 四 係	陶 最 終 処 分 場	管 理 係	業 務 第 一 係	業 務 第 二 係		
〔 補 職 名 〕 部 長													2	4
部 次 長			1											
所 長										1				
課 長													2	9
室 長														
所 長	1													
副 所 長										1				
業 務 長													7	18
課 長 補 佐														
所 長 補 佐	2		2						1					
副 所 長 補 佐										2				
業 務 長 補 佐														
室 長 補 佐														
副 主 幹													19	52
係 場 長 長	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1		
副 主 幹				2					1		1	1		
主 査				3							1		34	139
主 席 主 任 主 事	1		1							2				
主 任 技 師		2	1	7	4	4	2	2	2		4	2		
主 事													5	21
技 師				1			2	2						
小 計	5	2	6	14	5	5	5	5	4	7	7	4	69	243
合 計	7		44							18				

3 職員の勤務体系

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

所 属	対象者	区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
環 境 総 務 課	全 職 員	月曜日～金曜日	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00
環境保全推進課	全 職 員			
環 境 指 導 課	適 正 処 理 対 策 室 以 外 に 従 事 す る 職 員			
	適 正 処 理 対 策 室 に 従 事 す る 職 員	月曜日～金曜日	8 : 00～16 : 45	12 : 00～13 : 00
環 境 業 務 課	全 職 員	月曜日～金曜日	8 : 00～16 : 45	12 : 00～13 : 00
南 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	全 職 員	月曜日～金曜日	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00
西 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	交 替 制 に 従 事 す る 職 員	日 勤	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00
		夜 勤	16 : 55～8 : 50	20 : 15～20 : 45 0 : 30～1 : 00 5 : 00～5 : 30
	土 曜 日 業 務 従 事 す る 職 員	月曜日～金曜日	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00
		土曜日	8 : 30～12 : 30	
	そ の 他 の 職 員	月曜日～金曜日	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00
衛 生 処 理 セ ン タ ー	早 出 勤 務 従 事 す る 職 員	月曜日～金曜日	7 : 45～16 : 30	12 : 00～13 : 00
	そ の 他 の 職 員	月曜日～金曜日	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00

4 特殊勤務手当（清掃関係部分抜粋）

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手当の種類	手当の種類を受ける職員の範囲	手当の額	
自動車乗務職員手当	(1) 環境指導課，環境業務課または西部クリーンセンターに勤務する職員で，自動車の運転に従事するもの	月額	4,400 円
	(2) 環境指導課，環境業務課または西部クリーンセンターに勤務する職員（特に市長が指定した職員に限る。）で，前号に定める職員に代わって自動車の運転に従事するもの	月額	4,400 円
	(3) 第 1 号に定める職員または南部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車のうち，特に市長が指定する特殊自動車を 1 日につき 4 時間以上運転したもの	1 日につき	340 円
	(4) 前号に定める特殊自動車に同乗して作業に従事した職員	1 日につき	340 円
夜間業務手当	西部クリーンセンターに勤務する職員で，じんかいの焼却または破碎の作業が，正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事したもの	1 勤務につき	1,100 円 （その勤務に含まれる深夜における勤務時間が 2 時間以上 5 時間以下の場合は 730 円，2 時間未満の場合は 410 円）
公害防止等業務手当	(1) 環境指導課に勤務する職員で，現に使用されている尿処理施設，ごみ処理施設，産業廃棄物処理施設または浄化槽の立入検査に従事したもの	1 日につき	270 円
	(2) 環境指導課に勤務する職員で，直接騒音，振動，大気汚染，水質汚濁，悪臭等の規制または調査指導に従事したもの	1 日につき	270 円
	(3) 前号に定める職員で，常態として水質の検査業務に従事するもの	月額	2,700 円
じんかい処理手当	(1) 環境指導課，環境業務課または西部クリーンセンターに勤務する職員で，直接じんかいの収集または処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。）	1 日につき	1,260 円
	(2) 南部クリーンセンターまたは西部クリーンセンターに勤務する職員で，直接じんかいの焼却，破碎または選別の作業に従事したもの	1 日につき	960 円

汚物処理手当	衛生処理センターに勤務する職員で直接汚物処理に従事したもの	1日につき	1,060円
年末年始等勤務手当	(1) 年始(1月1日から同月3日まで。以下同じ。)または年末(12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員 ただし、環境指導課、環境業務課もしくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集もしくは処分に従事した職員(自動車の運転に従事した者を含む。)、環境業務課、南部クリーンセンターもしくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破碎もしくは選別の作業に従事した職員、衛生処理センターに勤務し、直接汚物処理に従事した職員 (2) 年始または年末に宿直勤務または日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務または日直勤務に従事した職員 (3) 年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務課もしくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集もしくは処分に従事したもの(自動車の運転に従事した者を含む。)または環境業務課、南部クリーンセンターもしくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破碎もしくは選別の作業に従事したもの	1日につき (4時間以下の場合)	5,300円 (2,650円)
		1日につき (4時間以下の場合)	8,400円 (4,200円)
		1夜または1日につき (半夜または半日(4時間以下)の場合)	5,300円 (2,650円)
		1夜または1日につき (半夜または半日(4時間以下)の場合)	8,400円 (4,200円)
		1日につき (4時間以下の場合)	3,300円 (1,650円)

高松市職員特殊勤務手当支給規程より抜粋

3 予算・決算

1 平成 22 年度清掃費（当初予算）

(1) 歳入

（単位：千円）

科目	予 算 額					
	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	合計	説 明	
使用料及び手数料	18,912	1,269,759	6	1,288,677		1,288,677
清掃使用料		174	6	180	環境業務センター等用地使用料 南部クリーンセンター用地使用料 西部クリーンセンター用地使用料 衛生処理センター用地使用料	58 113 3 6
清掃手数料	18,912	1,269,585		1,288,497	産業廃棄物処理業許可申請等手数料 一般廃棄物処理業等許可手数料 南部クリーンセンター焼却処理手数料 南部クリーンセンター再生処理手数料 西部クリーンセンター焼却処理手数料 西部クリーンセンター破砕処理手数料 一般廃棄物処理手数料	18,912 460 385,700 14,035 351,625 55,680 462,085
国庫支出金		108,109		108,109		108,109
清掃費補助金		108,109		108,109	一般廃棄物最終処分場整備事業費補助金 不法投棄対策費補助金 西部クリーンセンター長寿命化計画策定費補助金	101,919 1,890 4,300
県支出金		11,387		11,387		11,387
清掃費補助金		11,387		11,387	緊急雇用創出・ふるさと雇用再生特別基金事業県補助金	11,387
財産収入		37		37		37
財産貸付収入		37		37	松島町集会場土地貸付料 元牟礼環境美化センター等用地貸付料	1 36
諸収入	16	226,659	149,254	375,929		375,929
受託事業収入		59,563	149,224	208,787	塵芥処理受託事業収入 し尿処理受託事業収入	59,563 149,224
雑入	16	167,096	30	167,142	環境業務センター余剰電力売却料 ごみ収集資源物売払収入 ごみ分別ガイドブック広告料収入 ごみ分別カレンダー広告料収入 離島対策支援事業協力金 南部クリーンセンター資源物売払収入 南部クリーンセンター余剰電力売却料 南部クリーンセンタープラント保険料納付金 日本容器包装リサイクル協会再商品化合理化拠出金 西部クリーンセンター資源物売払収入 西部クリーンセンター余剰電力売却料 電話および水道料等納付金	3 66,491 80 357 16 3,885 6,858 2,136 54,000 21,810 11,300 206
市債		318,800		318,800		318,800
清掃債		318,800		318,800	南部クリーンセンター関連施設整備事業債 南部クリーンセンター施設改良事業債 一般廃棄物最終処分場整備事業債 収集車購入債	62,300 4,300 249,400 2,800
合 計	18,928	1,934,751	149,260	2,102,939		2,102,939

(2) 歳出

(単位:千円)

科目	予 算 額				説 明
	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	合計	
報酬	5,068	35,761		40,829	清掃総務費 1,796,089 職員給与費 1,785,444 産業廃棄物管理指導費 10,645
給料	979,028			979,028	塵芥処理費 4,276,770 ごみ処理計画費 3,148 一般廃棄物適正指導費 1,337 不法投棄対策費 2,830 ごみステーション管理費 1,426 収集車購入費 4,742 施設管理費 21,085 収集運搬費 1,499,212 収集車管理費 40,179 減量・資源化推進費 4,549 再資源化処理費 194,421 減量・資源化事務費 3,695 ごみ発生抑制費 9,250 ごみ減量推進費 354 南部クリーンセンター管理費 1,145,014 西部クリーンセンター焼却施設管理費 335,720 西部クリーンセンター破砕施設管理費 301,983 南部クリーンセンター関連施設整備事業費 69,977 南部クリーンセンター施設改良事業費 5,800 一般廃棄物最終処分場整備事業費 502,421 ごみ処理関連施設整備事業費 38,263 西部クリーンセンター長寿命化計画策定費 14,800 陶埋立処分地管理費 55,542 香川埋立処分地管理費 4,212 庵治埋立処分地管理費 5,423 不法投棄対策費（緊急雇用創出ふるさと雇用再生特別基金事業費） 11,387
職員手当等	558,143			558,143	
共済費	249,079	5,727	26	254,832	
賃金		4,699	1,936	6,635	
報償費		287		287	
旅費	367	861	171	1,399	
需用費	403	369,319	139,026	508,748	
役務費	2,275	27,725	668	30,668	
委託料	709	3,092,325	226,228	3,319,262	し尿処理費 418,262 し尿中継貯留槽管理費 4,387 衛生処理センター中継所管理費 173,774 衛生処理センター管理費 226,941 衛生処理センター環境整備費 5,057 離島し尿収集費 8,016 し尿処理事務費 87
使用料及び賃借料	878	17,120	2,213	20,211	
工事請負費		649,684	34,834	684,518	
原材料費		2,442	14	2,456	
公有財産購入費		40,515		40,515	
備品購入費		4,826		4,826	
負担金、補助及び交付金	139	22,679	13,139	35,957	
補償、補填及び賠償金		2,800		2,800	
償還金、利子及び割引料			7	7	
合計	1,796,089	4,276,770	418,262	6,491,121	

2 平成 21 年度清掃費（決算）

(1) 歳入

（単位：円）

科目	決 算 額				説明	
	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	合計		
使用料及び手数料	21,760,000	1,279,559,516	146,000	1,301,465,516		1,301,465,516
清掃使用料		173,996	6,000	179,996	環境業務センター用地使用料	48,504
					南部クリーンセンター用地使用料	122,492
					西部クリーンセンター用地使用料	3,000
					衛生処理センター用地使用料	6,000
清掃手数料	21,760,000	1,279,385,520	140,000	1,301,285,520	産業廃棄物処理業許可申請等手数料	21,760,000
					一般廃棄物処理業等許可手数料	608,000
					南部クリーンセンター焼却処理手数料	365,872,740
					南部クリーンセンター再生処理手数料	14,745,970
					西部クリーンセンター焼却処理手数料	386,063,180
					西部クリーンセンター破砕処理手数料	56,772,710
					一般廃棄物処理手数料	455,462,920
国庫支出金		48,344,659	228,102	48,572,761		48,572,761
清掃費補助金		48,344,659	228,102	48,572,761	一般廃棄物最終処分場整備事業費補助金	12,926,000
					不法投棄対策費補助金	2,352,000
					収集車購入費補助金	2,940,000
					地域活性化・経済危機対策臨時交付金	23,409,341
					地域活性化・生活対策臨時交付金	6,945,420
県支出金		4,422,000		4,422,000		4,422,000
清掃費補助金		4,422,000		4,422,000	緊急雇用創出・ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金	4,422,000
財産収入		44,043		44,043		44,043
財産貸付収入		44,043		44,043	土地貸付料	9,720
					元牟礼環境美化センター等用地貸付料	34,323
諸収入	250	213,552,113	165,024,343	378,576,706		378,576,706
衛生費受託事業収入		43,809,000	164,992,000	208,801,000	塵芥処理受託事業収入	43,809,000
					し尿処理受託事業収入	164,992,000
雑入	250	169,743,113	32,343	169,775,706	元牟礼環境美化センター管理費収入	56,096
					ごみ分別ガイドブック広告料収入	80,010
					ごみ収集カレンダー広告料収入	357,000
					余剰電力売却料	2,842
					資源物売払収入	61,736,669
					電話使用料納付金	6,390
					行政文書等複写料収入	250
					電気および水道料等納付金	281,952
					南部クリーンセンター資源物売払収入	6,034,094
					南部クリーンセンター余剰電力売却料	7,400,400
					南部クリーンセンタープラント保険料納付金	1,827,000
					日本容器包装リサイクル協会再商品合理化拠出金	62,744,099
					西部クリーンセンター資源物売払収入	20,863,940
					西部クリーンセンター余剰電力売却料	8,384,964
市債		179,900,000		179,900,000		179,900,000
清掃債		179,900,000		179,900,000	南部クリーンセンター関連施設整備事業債	25,400,000
					一般廃棄物最終処分場整備事業債	133,700,000
					西部クリーンセンター破砕施設管理債	20,800,000
合 計	21,760,250	1,725,822,331	165,398,445	1,912,981,026		1,912,981,026

(2) 歳出

(単位:円)

科目	決 算 額				説 明
	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	合計	
報酬	4,981,200	34,486,617		39,467,817	清掃総務費 1,820,495,452 職員給与費 1,810,837,037 産業廃棄物管理指導費 9,658,415
給料	993,081,124			993,081,124	塵芥処理費 3,970,571,183 ごみ処理計画費 3,290,930 減量・資源化推進費 4,456,445 南部クリーンセンター関連施設整備事業費 28,673,847 南部クリーンセンター施設改良事業費 1,207,500 一般廃棄物最終処分場整備事業費 163,209,387 ごみ処理関連施設整備事業費 24,313,200 香川埋立処分地管理費 3,280,729 庵治埋立処分地管理費 5,053,301 一般廃棄物適正処理指導費 1,271,078 収集車購入費 26,867,775 施設管理費 18,720,155 収集運搬費 1,496,150,991 収集車管理費 41,866,371 再資源化処理費 202,948,912 減量・資源化事務費 4,007,700 ごみ発生抑制費 5,417,660 ごみ減量推進費 1,829,828 不法投棄対策費 7,416,175 ごみステーション管理費 1,213,770 南部クリーンセンター管理費 1,197,823,070 西部クリーンセンター焼却施設管理費 314,660,792 西部クリーンセンター破砕施設管理費 330,387,849 西部クリーンセンター焼却施設改良事業費 1,096,200 西部クリーンセンター破砕施設改良事業費 28,612,500 陶埋立処分地管理費 56,795,018
職員手当等	572,084,717			572,084,717	し尿処理費 393,879,002 し尿中継貯留槽管理費 5,341,089 衛生処理センター中継所管理費 156,669,502 衛生処理センター管理費 223,423,391 離島し尿収集費 8,016,000 衛生処理センター環境整備費 429,020
共済費	246,394,368	5,101,504	24,791	251,520,663	
賃金		4,512,140	1,851,660	6,363,800	
報償費		228,000		228,000	
旅費	269,420	774,165	97,120	1,140,705	
需用費	418,858	368,004,633	133,486,155	501,909,646	
役務費	2,049,038	25,862,185	644,284	28,555,507	
委託料	430,500	3,197,073,197	213,478,741	3,410,982,438	
使用料及び賃借料	779,927	17,504,553	693,699	18,978,179	
工事請負費		160,987,208	30,175,950	191,163,158	
原材料費		2,437,343	14,000	2,451,343	
公有財産購入費		103,169,549		103,169,549	
備品購入費		27,545,538	512,652	28,058,190	
負担金、補助及び交付金	6,300	22,393,866	12,899,950	35,300,116	
補償、補填及び賠償金		490,685			
合 計	1,820,495,452	3,970,571,183	393,879,002	6,184,945,637	

3 清掃費（決算額）の推移

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計決算額 A	千円 117,735,431	千円 129,017,116	千円 130,616,331	千円 133,635,646	千円 147,553,873	千円 142,810,000
清掃費決算額 B	千円 6,289,847	千円 6,339,043	千円 6,350,053	千円 6,245,215	千円 6,184,946	千円 6,491,121
清掃費比率 B/A×100	% 5.34	% 4.91	% 4.86	% 4.67	% 4.19	% 4.55
清掃費指数 平成17年度=100	100.00	100.78	100.96	99.29	98.33	103.20
市民一人当たり	円	円	円	円	円	円
一般会計	352,497	309,862	313,645	321,158	353,746	341,875
清掃費	18,832	15,225	15,248	15,009	14,828	15,539
一世帯当たり	円	円	円	円	円	円
一般会計	858,662	778,562	779,752	789,389	860,463	823,179
清掃費	45,873	38,253	37,909	36,891	36,068	37,416
人口 (4月1日現在)	人 334,004	人 416,370	人 416,447	人 416,105	人 417,118	人 417,726
世帯数 (4月1日現在)	世帯 137,115	世帯 165,712	世帯 167,510	世帯 169,290	世帯 171,482	世帯 173,486

※1 清掃費は、清掃総務費、塵芥処理費およびし尿処理費の合計である。

2 人口および世帯数は、国勢調査人口を基礎に、住民基本台帳および外国人登録による出生、死亡、転入および転出数を加減して算出した推計

3 平成22年度の一般会計および清掃費は当初予算である。

4 平成17年度は合併を加味している。